

保育所保育指針改定についての意見

平成 28 年 5 月 10 日
社会福祉法人 日本保育協会

今般の保育所保育指針改定に際し日本保育協会としての意見を提出する。なお、この意見は、保育所保育指針が「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の第 35 条に基づいて作成される厚生労働大臣告示であることを前提に議論し、まとめたものである。

1 子育て支援制度の施行等に伴う、保育をめぐる環境の変化を踏まえ、全般的にどのような見直しを行うか。

- ① 保育所保育指針は厚生労働大臣の告示であること。また、小規模保育事業、家庭的保育事業等は保育所のように児童福祉施設の設備及び運営に関する基準で規定されていないため、施設・設備、資格取得者の配置などが異なることから、今回の改定では認可保育所の保育所保育指針として位置づけるべきである。
もし、小規模保育事業、企業等の事業所内保育所、家庭的保育等にも対応するものとして作成するならば、更に大綱化を図り、保育の基本のみを明記する。そして、現在の保育所保育指針のように解説書を作成し、基本的なもの以外の事項や施設や事業との違いから記述すべき事項については、解説書の記載などで明らかにすべきである。
- ② 今回の保育所保育指針には児童の最善の利益の他、すべての子どもたちへ良質な保育・教育が提供されるという新制度の理念を織り込むべきである。
- ③ 保育所保育においても幼稚園と同じような教育を実施していることから養護だけでなく子どもの成長・発達を保障する教育的な視点を導入していることを強調すべきである。
- ④ 保育所保育では「養護と教育を一体的に行っている」と記載されているが、意味がわかりにくいため、解説書において具体的に説明を記載すべきである。
- ⑤ 乳幼児の成長には家庭での子育ても大切であり、保育所だけが子育てをするのではなく、家庭と協働して子育てをすることが大切であることを強調すべきである。

2 乳児保育、3歳未満児保育に関して、この時期の発達の特性を踏まえつつ、どのような内容を充実するか。

- ① 三歳未満児の教育は幼稚園の学校教育と同意語ではないが、保育所における三歳未満児においても教育(子どもの学び)が必要であることをもう少し保育所保育指針に記載すべきである。
- ② 乳児においても養護だけでなく教育が必要であることを明記すべきである。また、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では乳幼児の教育について3歳以上児は学校教育、3歳未満児は保育と規定されているが、保育所保育指針における教育面については、0歳児から就学前までを連続的にとらえた記載とすべきである。

3 幼児期の終わりまでに育って欲しい姿を踏まえた保育の在り方の検討と、目標に向けた保育課程、指導評価、自己評価をどのように確立するか。

幼児期の終わりまでに育って欲しい姿については、現在の保育所保育指針第3章の保育の内容に示されているが、5領域については幼稚園教育要領・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の教育内容と同じ内容であることを強調すべきである。

4 養護・健康及び安全に関してどのように記載を整理し、内容を充実するか。

- ① 健康や安全については、情報が氾濫しているため、看護師や栄養士などの資格取得者の配置状況を踏まえて記載すべきである。
- ② 説明責任で対応できることや保護者に任せてよいものもあると考えられるため、そのことについては保育所保育指針か解説書に記載すべきである。

5 虐待防止に関する内容を含め、保護者支援に関する内容をどのように充実するのか。

- ① 保育所は児童虐待を発見する場所として重要であること。一方で保育所だけでの児童虐待に対する対応は難しいため、要保護児童対策地域協議会などに早期に通告し、協議会等から求められたことには積極的に協力することを記載すべきである。
- ② 保育所は乳幼児が安心して過ごせる場所であること。また、児童虐待の保護者には子育ての大変さ等を理解し、保護者に寄り添う姿勢が重要であることを記載すべきである。

6 その他

- ① 発達障害児や気にかかる子どもの対応など、保育所だけでは対応が困難なケースが多いため、専門機関との連携を強調すべきである。
- ② 現在の保育所保育指針では「義務」、「努力義務」、「望まれる」の3つの基準で記載されているが、文章が長いため、どちらか判断ができないところがある。そのため、文章を短くまとめて記載すべきである。
- ③ 保育所保育指針の第2章に子どもの発達が記載されているが、基準の一部である性格から第2章の子どもの発達は保育所保育指針ではなく解説で記載すべきである。

以上、現在の保育所保育指針に対する意見であり、保育所保育指針の改定に当たって考慮されることを願う。また、保育所において、質の向上を図るため、それぞれの保育所において保育士を始めとする職員が努力していきたいと考えているが、保育士の社会的評価の向上、保育士の処遇の改善など制度面での改善についても要望させていただきたい。